

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

商品の在庫処分の際の税務処理に注意

Q : 当社では不況のあおりで商品の返品が多く不良在庫に困っています。そこで、商品の評価損の計上をしたいのですが、税務上何か注意しないといけないことはありますか。

A : 資産が著しく陳腐化した場合に評価損が計上できますが、評価にあたっては注意が必要です。

【解説】

棚卸資産は、災害や会社整理などの他に「資産が著しく陳腐化」した場合に、帳簿価額の評価換えが認められ、その差額を損金に算入することができることになっています。

ここでいう「陳腐化」とは、通達では「経済的環境の変化に伴ってその価値が著しく減少し、その価値が今後回復しないと認められる状態」となっています。

例としては

- ① 季節商品で売れ残り、今後通常の価額で売れないこと
- ② 型式、性能、品質等が著しく異なる新製品が発表され、当該商品が通常の販売方法では売れないこと

などが挙げられます。(法令68、法基通9-1-4)

評価減できるほど陳腐化しているかどうかの判定は企業の判断によるため、利益調整に悪用されかねないということで、税務署側もその認定には厳しいようです。

評価減を認めてもらうため、陳腐化の状況を写真に撮っておいたり、除却する場合は廃棄業者の証明書を残しておくというのひとつの方法でしょう。

